

令和２年度 第１回掛川市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和２年10月２日(金) 午後１時30分～午後３時40分
開催場所	掛川市役所 本庁舎５階 第１委員会室
出席委員	委員長 名波 良明 (税理士) 委員 石川 雅大 (弁護士) 横山 孝子 (浜松学院大学教授) 龍崎 登喜子 (農業) 鈴木 幸作 (無職)
説明のため出席した職員	土木防災課 ２名 教育政策課 ２名 水道課 １名
事務局	総務部長 管財課長 外３名
議 題	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙１（抽出案件一覧表）のとおり
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙２（入札方式別工事に係る発注案件の審査）のとおり 予定価格公表方法の検討について → 別紙３のとおり

抽出案件一覧表

別紙 1

No.	件 名	入札方式	担当課
1	令和元年度～令和２年度 交通安全施設整備事業（債務負担行為） 市道嶺向東大谷線（天神橋）道路改良工事その２	制限付き 一般競争入札	土木防災課
2	令和元年度 学校教育情報化推進事業(明許繰越) 掛川市立小・中学校 校内通信ネットワーク整備工事	制限付き 一般競争入札	教育政策課
3	令和２年度 公共土木施設災害復旧事業 市道花屋敷南循環線災害応急工事	指名競争入札	土木防災課
4	令和２年度 機械設備改良事業 日坂ポンプ場制御盤更新工事	指名競争入札	水道課
5	令和２年度 一般配水管改良事業 市道長谷仲側線配水管布設替工事	随意契約	水道課

1 市道嶺向東大谷線（天神橋）道路改良工事その2	
質問	回答
Q 工事概要説明で「平成29年度から令和3年度までの5ヶ年計画で整備を行う」との説明がありましたが、その5ヶ年計画と工事案件の2年間（令和元年度から令和2年度）との関係を教えてください。	A 5ヶ年計画とは、橋全体を整備する計画が5年間であること。施工方法として、橋台の設置（下部工）、橋を架ける（上部工）などの工程があり、橋全体を整備する期間が5ヶ年となる。
Q それぞれの工事は債務負担行為ではなく、別々に各年度内に発注することになるのか。	A 橋を乗せる台（下部工）の整備であれば、1年の期間で完成するので、債務負担行為ではなくて単年度の契約で工事は終了する。
Q 債務負担行為の案件が少ないが、発注方法としてあまり好ましくないものなのか。	A 大規模な事業であれば単年度では完成できないため、債務負担行為の制度に基づいての発注が必要になる。
Q 年度を跨いで大きな工事を実施しているが、全てを一括発注するような考えにはならないのか。最初から最後まで施工できる業者に発注すれば一番安くなるように思うが。	A 工事発注は単年度分の予算を決めて発注するが、債務負担行為については、議会の議決を経て長期間の工事予算を約束することになる。1度契約すると来年度以降も予算を必ず確保する必要が生じる。国庫補助金等の予算を見込んでいるような事業もあり、あまり長期的な約束を伴う工事は設定していない。
Q 予定価格は事前公表されているが、最低制限価格も事前公表されているのか。	A 最低制限価格は事前公表されていない。
Q 入札の価格は、単位が決まっているのか。百円単位以上や千円単位以上などの端数調整の決まりはあるのか。	A 特に最低の単位はない。

Q 1 円でも安い価格で落札者が決まる。1 円単位まで入札したほうが落札できる可能性が上がるのではないか。入札額の端数が無く全て揃うのは不自然に感じる。	A 大きい工事に関しては、万円単位や十万円単位くらいでの入札が通常です。
--	--

2 掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事	
質問	回答
Q 結果的に 1 者入札となったが、法的に問題はないとのこと。当初の入札参加見込み業者数は 2 4 者を見込んでいたとのこととで、この 1 者以外に入札参加に応募してこなかった経緯は分かるか。	A どの業者が落札したとしても既存の学校ネットワーク保守会社に下請けとして設定の一部を委託する必要がある、工事条件として書かれているため費用が高くなり応募しなかったと考えられる。
Q 参加者が 1 者となった情報は入札前に分かるのか。入札後に分かるのか。	A 業者側は事前には分からない。

3 市道花屋敷南循環線災害応急工事	
質問	回答
Q 同じ工事場所の「No. 23 市道花屋敷南循環線仮設工事」を受注してから1ヶ月程度で次の「災害応急工事」を受注している。他に指名された業者が“仮設工事を施工した業者が引き続き災害応急工事を施工するのが自然では”と入札額を高くしているように思うが。	A 当初、緊急に防護柵（仮設工事）を地元の業者に依頼して施工してもらった経緯があるが、指名をした他の業者がどのように判断したのかは分からない。
Q 工事説明資料から太陽光パネルの設置が大規模にあり、それが地滑りに関係しているのではないか。	A 専門家にも確認したが、太陽光パネルの設置が直接、地滑りに起因しているわけではないとのこと。太陽光パネルを設置していない北側の法面についても地滑りが発生している状況であるため、直接起因しているわけではないとの見解であった。
Q 地滑り地帯であることは、以前から分かっていたことなのか。	A 地滑りが起こりやすい地質であることは分かっていた。

4 日坂ポンプ場制御盤更新工事	
質問	回答
Q 制御盤の価格と工賃が設計額の大半を占めるのであれば、逆に予定価格が高いのではないか。	A ポンプ場の元施工業者が制御盤等の管理・メンテナンスをしているため、他の業者よりも安価に対応できる。また、予定価格の積算については、標準の歩掛りがあるため、その単価を採用している。制御盤については、見積書の単価を採用している。
Q 予定価格の設定は、マニュアルや決められた条件のもとで設定しているのか。	A はい。

5 市道長谷仲側線配水管布設替工事

質問	回答
Q No. 25と No. 18との案件名称が同じですが、違いを教えてください。	A No. 18は、昨年度（令和元年度）の工事で南側の部分になる。本年度は、No. 25で昨年度の工事箇所の続きを実施している。
Q 資料の設計比較表で経費を31.9%縮減できるとあるが、他の業者であっても32%縮減できるかもしれない。この業者と契約する第6号理由の「競争入札に付することが不利と認められるとき」が市民としては分かり難い。	A この業者を選定した理由は、昨年度の本体工事の施工業者で、現場もよく分かっており、尚且つ現場に近い業者であるため工事を発注した。工事中の断水等の地元民への調整も有利に図られることから選定した。
Q 第6号理由の何が不利、有利になるのか、馴れ合いになる危険があるのではと感じる。公平性を確保して欲しい。	A ポンプや制御盤などの製品の標準歩掛りが無いものは、直接、業者側から見積もりをもらう。委託業務などは、3者以上から見積もりを徴すること等の規定がある。

予定価格公表方法の検討について	
意見	回答
事前公表制のメリットとしては、官製談合防止により、行政側の職員を守る側面が前面に出ているとしか思えない。これにより入札の公平性や透明性が損なわれてしまうことは率直に感じる。職員のコンプライアンスを維持することは難しいとあるが、民間企業であれば当然指導しなければならないことである。予定価格が事前公表、事後公表であっても落札率は変わらないのであれば、事前公表制はいかなものかと思う。 職員への予定価格を聞き出そうとする不正行為については、あると感じる。条例などで秘密の漏洩行為をした職員については、罰則を加えることを設けておけば、心理的な防波堤になるのではと思う。そこまでして事後公表制にするのか、職員への負担を考えて、事前公表制を維持していくのかは政策的な判断だと思う。 Q 平成17年から事前公表を導入したとのことで、当時のことは不明かもしれませんが、導入したということは、当時は価格を聞き出そうとする働き掛けや職員への負担が大きく問題になったからと思われる。事前公表は、業者との話し合いで決めたのか、職員からの意見で決めたのか。事後公表にした場合に業者側の考えはどうか。 Q 業者側というよりも職員側からの意見として導入したのか。 官製談合を防ぐことが最重要点であるため予定価格が事前公表となっていると思う	A 掛川市の発注する工事を全て事後公表にしたとしても、静岡県が事後公表ですので業者は納得していただけると思う。落札率があまり変わらないとありますが、積算の技術がありますので、事後公表にしても問題はないと思う。 A そうです。

が、基本的に正しい行政活動を前提に考えれば事前公表をする必要はないと思う。国や県が言うとおりの予定価格は事後公表で良いのではないかと思う。予定価格は事前に公表する必要はないのではと考える。

一部を事前公表している理由も分からないし、ルールとすると事後公表ではないか。業者などからの聞き出しにしても職員は毅然として、寄せ付けなければいいだけの話だと思う。基本にかえれば、全て事後公表でも良いのかなと思う。

資料にあるとおり職員のコンプライアンスを長期的に継続することは難しいことは理解できる。

税金を預かる職員ですのでできるだけ安い費用でより効果のあるものを、この精神論を大事にして欲しい。

Q

随意契約が２００万円以上と２００万円未満とで分かれているのは何故か。

A

２００万円未満は見積書を査定しますので落札率が１００％となり、２００万円以上については、設計書を作って見積合わせをしますので競争入札と同じで落札率を提示するために分けています。

Q

随意契約とするのは、理由によるのか価格によるのか。

A

理由と価格の両方により決定します。